総長選考・監察会議（第５回）

令和７(2025)年８月２７日（水）

１３：００～１５：３０

議　　題

１．総長の賞与に係る職務実績評価について

（１）総長による実績評価　自己評価書の説明

（２）自己評価書についての意見交換

（３）次回に向けた意見交換

２．次期総長選考プロセスについて

３．その他

配付資料

１－１．総長の賞与に係る職務実績 自己評価書【非公開】

１－２．UTokyo Compass モニタリング指標　2025 年度 No1、No2【非公開】（別冊１）

２－１．次期総長選考に向けた課題検討

２－２．候補者提出資料の様式（改訂案）

２－３．第１次総長候補者に係る推薦書の様式（改訂案）

２－４.2026(令和 8)年度総長選考の基準･結果等の公表等の取扱いについて(ｲﾒｰｼﾞ)

２－５．次期総長選考の実施手順等について（案）（別冊２）

２－６.「求められる総長像（案)」等に関するご意見について（別冊３）

参考資料

１－１．総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

１－２．総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月２４日総長選考会議）

２－１．意向投票開票結果【取扱注意】

２－２．過去６回の総長選挙（代議員会を含む）での投票結果【取扱注意】

２－３．意向投票にかかる他大学の状況【取扱注意】

２－４．次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

次期総長選考に向けた課題検討

2025(R7).8.27

総長選考・監察会議

大学組織における総長の位置づけについて

論点

・大学組織における総長の位置づけ
・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

(a)教学と経営を分離しない（現行維持）
(b)教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
(c)理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則３－３－５ 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a)教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

※論点、検討の方向性については令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2を参考に作成

次期総長の任期について

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、２年以上６年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
・総長選考・監察会議の解任申出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

(a)　6+0　(H21年～現行)
(b)　4+0　(S47年~H20年)
(c)　4+2　(S24年~S47年)
(d)　5+α　(T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯
「６年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「６年は不適切である」という意見は特段なく、６年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）
第２条　総長の任期は、６年とする。
２　総長は、引き続いて再任されることができない。
第３条　前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて１回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

（a）任期６年、再任不可
中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を６年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

※課題、論点、検討の方向性については令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2より抜粋

次期総長の任期について ー参考法令等ー

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）
第十五条　学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則３－３－１③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年８月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については，国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から，学長等選考会議の議を経て，各国立大学法人等の規則で定めるものであるが，学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう，任期を設定すること。また，現学長又は現機構長について，例えば，学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には，教職員による，いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど，柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（３）学長の任期
◯ 学長の任期については，現在，国立大学法人及び公立大学法人では，２年以上６年を超えない範囲とされているが，再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく，各大学の判断に委ねられている。
学長の任期については，基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが，過度に短い場合には，大胆な改革を行うことは困難であり，各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら，安定的なリーダーシップを発揮できるよう，それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について

論点

・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

(a) 現行維持
(b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員の任命）
第十二条
6　第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員（教職員・学生）の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則３－３－１ 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】
学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則３－３－１①
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果　**⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承**

(a) 現行維持
広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないか。

※論点、検討の方向性については令和6年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2より抜粋

代議員会における第１次候補者の推薦における結果の取扱い【学内WG検討結果】

論点

・代議員会の投票については、投票結果を公開すべきかどうか、公開する場合には、誰に対して、どのような内容（氏名あるいは順位）を、いつ（とりわけ候補者が辞退を申し出る時期との先後）公開するかが、重要な検討課題と考えられる。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書　令和３（2021）年３月 東京大学）

検討の方向性

・具体的には、総長選考プロセスの各段階（第1次候補者の決定、第2次候補者の選定、意向投票、総長予定者の決定）の意味づけの明確化及びそれに応じた適切な制度・手続の設計（２－４（２）②）。（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書　令和３（2021）年３月 総長選考会議の組織検討タスクフォース　東京大学）

・第１次候補者及び第２次候補者に関する情報については、選考プロセスの各段階の意味付けを明確にした後に、それぞれ公表内容、発信・提供の範囲、時期等について、経営協議会や教育研究評議会等、学内の意見も傾聴しつつ、選考の透明性確保の観点も含め、詳細に議論した上で決定すべき（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項１(2)③）

学内WGにおける検討の結果

①代議員会における投票結果を公開すべきか　-->公開する方がよいのではないか。
②公開する内容　-->氏名（辞退者を除く）、得票数（参考情報）
③公開する対象　-->学内外
④公開する時期　-->代議員会で１０名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したとき

＜**総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報**＞
代議員会で１０名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦する。**（辞退者を除く第１次候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。）**

＜**公開時期と内容**＞
代議員会で１０名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したときに、**辞退者を除く第１次候補者全員の「氏名・得票数」を公開**する。

＜情報の公開にあたっての基本的な考え方＞
・**透明性の確保**という観点から代議員会の情報を開示する**（公開の趣旨）**
・**絞り込みは総長選考・監察会議が主体的に行うプロセス**であり、**面接などを総合的に勘案して行う**もの。
・**代議員会の得票数は参考情報**に過ぎず、**その後の絞り込みを制約するものではない。**
・**絞り込みにあたっては、経営協議会からの推薦を含め、すべての第１次候補者をフラットに検討**する。

代議員会における第１次候補者の推薦における結果の取扱い―参考法令等―

＜国立大学法人法＞
（役員の任命）
第十二条
６　第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、**学長選考・監察会議が定める基準**により、行わなければならない。

＜国立大学法人ガバナンス・コード＞
【原則３－３－１ 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】
学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、**法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、**主体的に選考を行うべき**である。

補充原則 ３－３－１①
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏 まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学 法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、**自らの権限と責任において慎重かつ必要な 議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければ ならない。**

＜東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則＞（抄）

(4) 代議員会は、次の方法によって第１次候補者を定める。

ア．各代議員は、候補者として適当と認める者２人以内を連記で投票する。
イ．代議員会の議長は、得票者の氏名を５０音順にその席上において発表する。
ウ．各出席代議員は、イ.の得票者の中から３人以内を連記で投票する。
エ．ウ.の投票において得票多数の者１０人を限度として第１次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、１０人を超えてその者を第１次候補者に加える。
オ．代議員会の議長は、**第１次候補者の氏名を５０音順によりその席上において発表**する。**ただし、各第１次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しない**ものとする。

代議員会における第１次候補者の推薦における結果の取扱い　―選考プロセスと公開の時期―

＜本学における総長選考プロセス＞

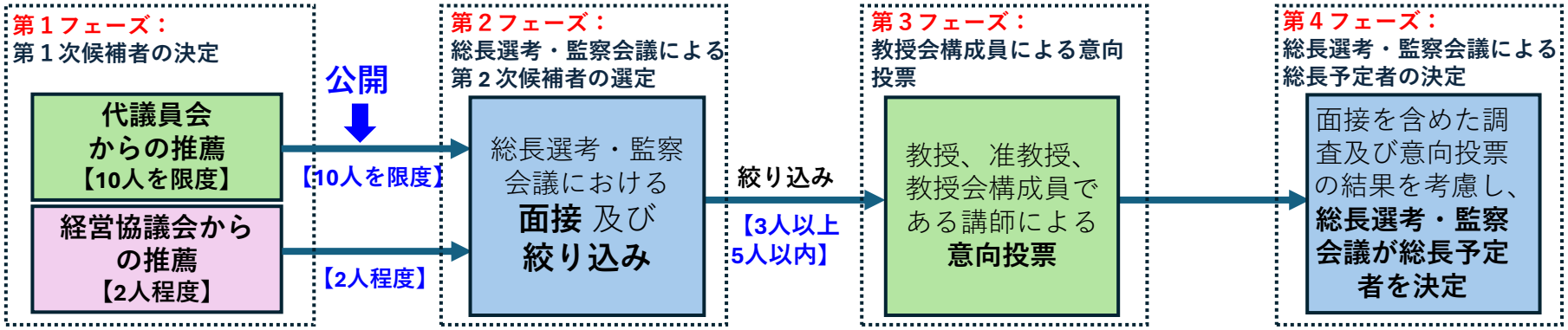

＜総長選考・監察会議委員へ提示する時期と情報＞

代議員会で１０名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦する。**（辞退者を除く第１次候補者の「氏名・得票数」を委員全員に伝える。）**

＜公開時期と内容＞

代議員会で１０名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦したときに、**辞退者を除く第１次候補者全員の「氏名・得票数」を公開**する。

【（参考）令和２年度総長選考】

	代議員会終了直後（10名）	第１次候補者確定後（10名－辞退者）【辞退承認後】	面接	第２次候補者決定後（3人以上5人以内）【面接絞り込み後】	総長予定者決定後
総長選考・監察会議委員	氏名		第１次候補者の氏名及び得票数を「回収資料」として各委員に席上配付		
代議員	氏名（席上で出席代議員に対して発表）				
学内構成員					

代議員会選出　第１次候補者氏名（五十音順）公表（イメージ）

イメージ

別紙

代議員会選出　第１次総長候補者氏名（五十音順）

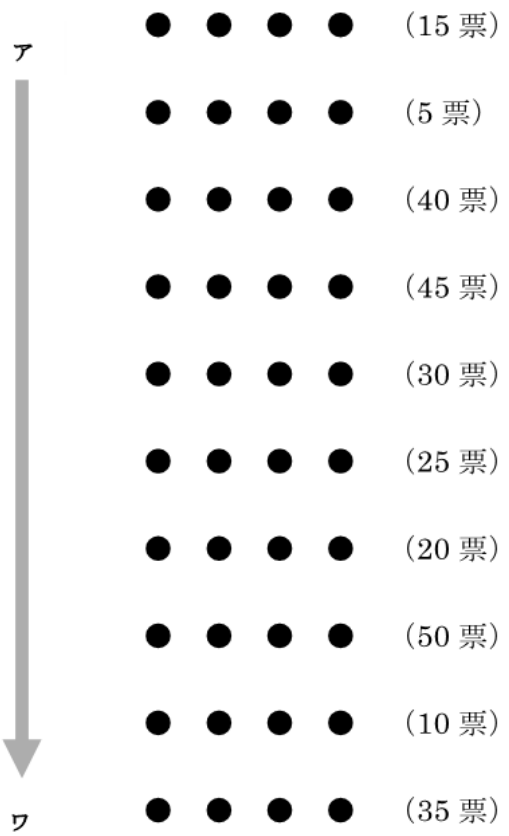

代議員会で１０名を選出し、辞退者を除いた上で、総長選考・監察会議へ推薦した後、委員へ通知

候補者情報の収集の在り方

論点

・総長選考・監察会議委員に対する候補者情報の充実化

検討の方向性

・候補者提出書類の検討
・候補者に対する面接時間の検討

委員が候補者の人格、能力、評判等をよりよく知るためには、候補者から提出された書類及び候補者への３０分間の面接から得られる情報だけでは不十分であり、候補者を知るためにはより多くのリソースが必要である。候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で検討するほか、経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策についても検討すべきである。　（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項１(2)②）

前回選考時（参考）

＜前回面接の進行＞

時間：各候補者30分程度（目安）
【面接前半（10分程度）】
・提出された総長候補者資料に基づき、本人から所信等の説明
【面接後半（20分程度）】
・総長候補者資料及び説明内容等に対する質疑応答及び意見交換

学内WGにおける検討の結果

面接時間（候補者への質疑応答時間）をより長く確保するため、40分程度とする。

※論点については令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2より抜粋

第２次候補者の絞り込み方法（イメージ）

論点

・第２次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール
・現行内規の「3人以上５人以内」の規定を維持すべきかどうか
・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める

○東京大学総長選考会議内規において「３人以上５人以内」と規定されている第２次候補者の人数については、それを維持すべきか、また、少なくとも実際の絞り込みを行う時点より前の段階でより明確にしておくべきではないか
○絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定めることが望ましい。**投票の方法を用いる場合には、投票の意味（意見分布の確認か候補者を決定するための表決か）や議決要件（出席委員の過半数の票を得た者を候補者として決定する等）を事前に明確化しておくべき**であり、必要に応じ、東京大学総長選考会議内規の規定を補足するルールを検討することも考えられる。また、信憑性が確認されない匿名の告発文等は取り扱わない、あるいは中傷と思われる批判があった場合には当該候補者に反論の機会を与えるなどのルールの明確化も検討する必要がある
（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項　１（２）①第２次候補者の絞り込み方法）

学内WGにおける検討の結果

【第２次候補者の人数「３人以上５人以内」を維持すべきか】
「３人以上５人以内」に改正した趣旨（総長選考・監察会議が主体的に選考できるよう見直す）を尊重し、現行の総長選考・監察会議内規の規定を維持する。

【第２次候補者に絞り込む方法について】
総長選考・監察会議において、原則の絞り込みのルールを定める。絞り込み後、結果とともに公表する。

⓪方向性（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等）の検討
①３名連記で投票
②結果発表
③得票数の多い者から上位３名~~（３位同数は含める）~~は、原則、第２次候補者と決定
~~※3位同数の場合は、この段階で4名の第2次総長候補者が決定~~
④第２次候補者として３名で十分かを検討
（ジェンダー、学問分野などの多様性やバランス等の観点。求められる総長像に合致していることを前提として、意向投票に提示する選択肢として過不足を確認。）
⑤追加（１～２名）の必要性を検討の上、総長選考・監察会議で決定
⑥適任と考える追加の候補者について投票　※プレ投票
⑦投票結果をふまえて総長選考・監察会議にて検討
⑧決定のための投票※投票方法：議長を除く出席委員の無記名投票（選考・監察会議内規第３条１項２号、同条第２項）

※論点については令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2より抜粋

候補者情報の発信・提供の在り方

論点

・構成員等に対する候補者情報提供の充実化　公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信などの検討

検討の方向性

特に第２次候補者の所信については、総長選考会議委員の判断材料に資するためだけでなく、意向投票をより有意義にするためにも、公開討論会などパブリックな所信表明の場を設けることや動画配信などの実施を含め、積極的に検討することが望ましい。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項１(2)③）

学内WGにおける検討の結果

総長選考・監察会議委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため総長選考・監察会議主催で第２次候補者に対する「動画配信」を実施する。動画は第１次候補者を推薦する役割を持つ経営協議会委員にも提供する。

【実施内容（イメージ）】

・**実施時期**：第２次候補者の氏名告示後、意向投票までの間に実施
・**対象**：第２次候補者（３人以上５人以内）
・**内容**：所信の表明及び総長選考・監察会議からの質問に対する候補者の意見表明が設定~~した共通の質問に対する意見聴取~~

10分程度の所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、５分程度で意見を~~聴取~~表明する。
所信の表明及び質疑応答は動画で学内構成員へ提供する。
総長選考・監察会議が設定する共通の質問は、一定期間（１～２週間を想定）、本学の構成員から広く募集し、総長選考・監察会議において選定する。

・**時間**：15分程度／人
・**提供の範囲**：学内構成員・経営協議会委員

※論点については令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2より抜粋

意向投票

論点

・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置付け
・意向投票の複数回の投票等の方式の検討

○総長選考会議における総長予定者の決定にあたり、**候補者が大学構成員の支持をどの程度得ているかは非常に重要な判断要素**であり、次期選考においても、選考プロセスにおける位置付けを明確にした上で、意向投票を実施することは**引き続き有意義**であると考える。**ただし、複数回の投票等、現行方式については意見が分かれる部分もあり、改めて検討が必要**である。（令和4年度の総長選考会議への申し送り事項　1（1）③意向投票）

○国立大学法人の学長は、**学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により主体的に選考**することとされている。したがって、**学長選考会議が意向投票の結果に拘束されることがあってはならず**、例えば、**候補者のうちの一人が過半数を獲得するまで意向投票を行うことにより、学長選考会議が、意向投票の結果をそのまま選考結果に反映させ、過度に学内の意見に偏るように受け取られることは避けるべき**である。また、学長選考会議が、**意向投票を一つの手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべき**である。（国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ 令和２年12月 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）

＜国立大学法人法＞
６　第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、**学長選考・監察会議が定める基準**により、行わなければならない。

＜国立大学法人ガバナンス・コード＞
【原則３－３－１ 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】
学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、**法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、**主体的に選考を行うべき**である。

補充原則 ３－３－１①
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏 まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、**意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。**

※論点については令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2より抜粋

意向投票

学内WGにおける検討の結果

【意向投票の実施】
総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

【投票の実施方法】
☆４人以上でも１回目で過半数があれば終了する場合
①原則１回、例外２回
　投票回数は、１回とする。ただし、第２次候補者が４人以上の場合であって、１回目の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について２回目の投票を行う。

②原則２回、例外1回
　投票回数は、２回とし、２回目の投票は１回目の投票において得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。ただし、第２次候補者が３人である場合又は第２次候補者が４人以上であって１回目の投票においていずれかの候補者が有効投票の過半数を得た場合は、２回目の投票は行わない。

③「過半数」の言い換え
　投票回数は、１回とする。ただし、第２次候補者が４人以上の場合であって、１回目の投票において得票最多であった者の得票数が他の第２次候補者（白票は含まない。）の得票数を合計した数よりも少ない場合には、得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について２回目の投票を行う。

意向投票

学内WGにおける検討の結果

☆１回目投票の結果によらず4人以上ならば2回目を行う場合

④
　投票回数は、１回とする。ただし、第２次候補者が４人以上の場合は、１回目の投票において得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について２回目の投票を行う。

⑤
　投票回数は、以下のとおりとする。
ア．第２次候補者が３人の場合は１回の投票を行う。
イ．第２次候補者が４人以上の場合は２回の投票を行うものとし、２回目の投票は１回目の投票において得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

【投票結果の公表】
意向投票が終了した後、投票の結果（各第２次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。なお、２回目の投票を実施した場合は、実施した回ごとに示すものとする。

※第２次候補者の人数は「３人以上５人以内」を維持する（P10「第２次候補者の絞り込み方法」参照）

本学における意向投票―関係規則等―

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（意向投票）
第１３条　選考・監察会議は、前条の第２次候補者について、学内の意向投票を行う。
２ 意向投票の方法については別に定める。
（総長予定者の決定）
第１４条　選考・監察会議は、**第１１条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定**する。

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

５．内規第１３条の意向投票の方法について
(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
(2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。
(3) 投票３回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、３回目の投票において得票多数の者２人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）**について１回に限り投票**を行う。

⋮

(8) 第１号から第３号に定める投票の際は、**<u>各人の得票数を投票の都度発表</u>**する。

【参考】
本学のガバナンスの在り方に関する検討状況―「自律的で創造的な大学モデル」のガバナンス―（中間報告）
p 11 一部抜粋（2025年3月4日　UTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会）

総長のリーダーシップは構成員の支持と信頼の上に成り立つとの本学の伝統から、意向投票は維持されるべき。

総長予定者の決定

論点

・総長選考・監察会議における総長予定者決定の在り方（２－４（２）②）
・総長予定者決定理由の具体的説明の在り方（２－３（３））
（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書　令和３（2021）年３月 東京大学）

検討の方向性

総長予定者の決定においては、現行規定では、「選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する」（総長選考・監察会議内規第14条）と定められていることから、この「考慮」がいかなる重みを持つのかが重要な検討課題であると考えられる。
（総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書　令和３（2021）年３月 東京大学）

学内WGにおける検討の結果

○総長予定者の決定の在り方

【現行の総長予定者の決定方法】
・選考・監察会議内規**第11条の調査**及び**前条の意向投票**の結果を**考慮して**決定する(内規第 14 条)
　⇒「考慮して」という表現は、制度上「（意向投票の結果に）基づいて」ではなく、単なる「参考に」ではない（重く考えてほしい）という意味の両方を含む表現ではないか。
　現行規定の「考慮して」の文言はこのような深い意味を持つことを総長選考・監察会議として重く受けとめることが必要である。
　⇒ 総長選考・監察会議が主催する「所信表明の動画配信」についても考慮の対象に含めるべきではないか。
　求められる総長像に照らし、総長選考・監察会議が主体的に選考を行うために実施するもの（調査、意向投票の結果、候補者提出書類、推薦書、所信表明の動画配信）を総合的に考慮して総長予定者を決定することを明記すべきではないか。

・総長予定者の決定は**表決**する事項に規定（内規第３条）
・令和２年度の総長予定者の決定方法について検証報告書、申し送りには課題は挙げられていない。
　⇒決定方法はこれまでと同じでよいのではないか。

○総長予定者決定理由の具体的説明の在り方

　総長選考・監察会議による情報提供及び説明責任の強化が極めて重要であることは総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書にも繰り返し述べられていることから、委員一人一人がその重要性を十分に認識した上で、総長選考・監察会議において~~状況に応じて~~丁寧に説明責任を果たしていくことが必要である。

総長予定者の決定－関係規則等－

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（議事）

第２条　選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決すること ができない。

２　選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長が決する。ただし、第１５条により解任の申出をする場合及び第２０条によりこの 内規の改廃について議決する場合には、出席委員の３分の２以上の多数により決定しな ければならない。

３　委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

（表決）

第３条　選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他 の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1) 第１次総長候補者の決定

(2) 第２次総長候補者の決定

(3) 総長予定者の決定

⋮

２　表決の方法は、**議長を除く出席委員の無記名投票**による。ただし、第１項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

３　議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

（略）

（総長予定者の決定）

第１４条　選考・監察会議は、**第１１条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定**する。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

論点

・選考プロセス※への学内構成員（教職員・学生）の参画の在り方をどうするか。

※選考プロセスとは、代議員会の投票及び経営協議会の推薦による第1次候補者の決定（第1フェーズ）、総長選考会議による第2次候補者の選定（第2フェーズ）、大学構成員による意向投票（第3フェーズ）、総長選考・監察会議が行う調査及び意向投票の結果を考慮した総長予定者の決定（第4フェーズ）の4つのフェーズのことをいう。

学内WGにおける検討の結果

●教職員の参画について

①代議員会の構成について

・教授会構成員以外の人数※を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を１名増やして計２名とする。

・また、教授会構成員から選出された区分（別表１）について、公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

※東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則 1(1)

②意向投票について

職員への投票資格付与について、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討した結果、「本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に投票資格を付与することを検討の対象とする」こととする。

●学生の参画について

①学生に対して投票資格は付与しない。

②学生も含めた学内構成員からの意見聴取を行い、動画配信等による総長候補者からの回答を通じて、学内構成員の声を選考プロセスに反映させる。

注：論点は令和7年度の総長選考・監察会議への申し送り別紙2を参考に作成

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成）

【変更前】

<学部を有する研究科>・・・9名

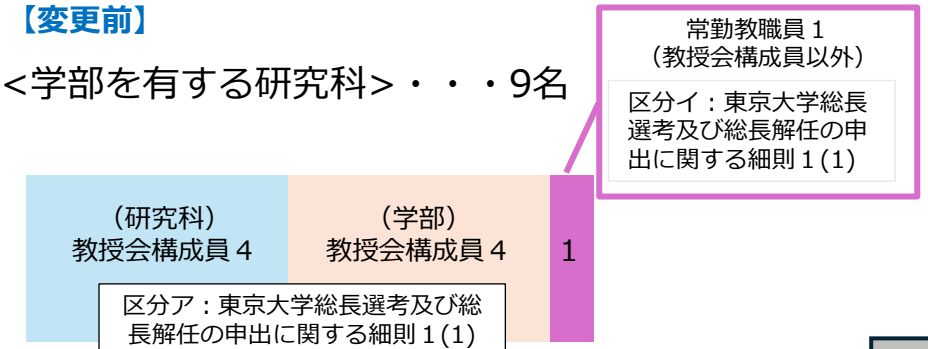

<学部を有しない研究科・附置研究所等>・・・5名

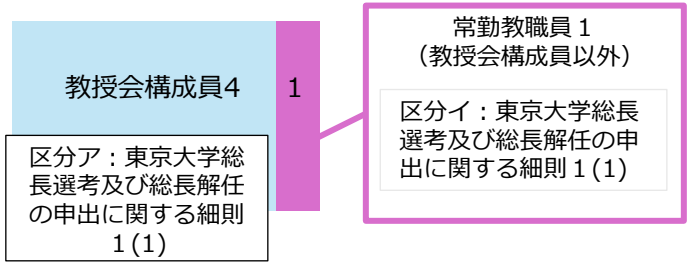

【変更後】○学内WG検討案

教授会構成員以外の人数を増やす方向性で検討した結果、「学部を有する研究科」の常勤教職員（教授会構成員以外）を１名増やして計２名とする。

<学部を有する研究科>・・・10名

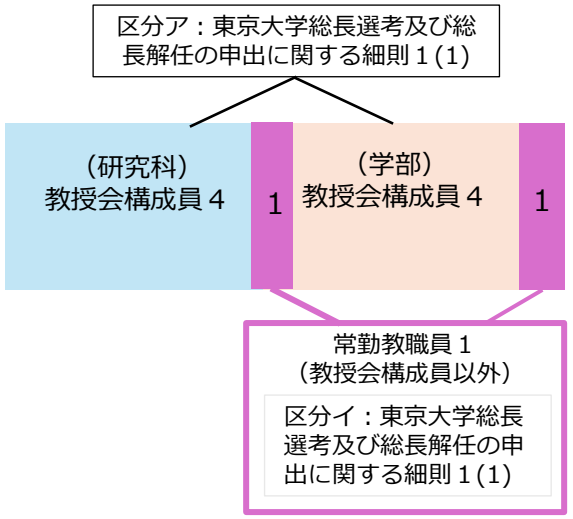

※学部を有しない研究科・附置研究所等は現行維持

※代議員会2回目投票時の区分比率

R2年度				
	代議員数	票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144	3	432	81%
区分イ（常勤教職員）	34	3	102	19%

学部を有する研究科の「区分イ」を１名→２名に増やした場合

	代議員数		票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144		3	432	77%
区分イ（常勤教職員）	(＋10)	44	3	132	23%

すべての部局の「区分イ」を１名→２名に増やした場合

	代議員数		票数	得票数	
区分ア（教授会構成員）	144		3	432	70%
区分イ（常勤教職員）	(＋29)	63	3	189	30%

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

変更案：公共政策学連携研究部の区分追加

別表１

区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理科学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
公共政策学連携研究部	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

（1）学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

~~（2）公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。~~

区分ア：教授会構成員（常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）
１(1) ア．第４項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表１に定める区分ごとに各４人（ただし、投票資格を有する者が１０人に満たない場合は、２人とする。）

（変更案）公共政策学連携研究部については、研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、新たに区分を設ける方向で進める。

東京大学基本組織規則（抜粋）
第３４条 学校教育法第１００条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。）とする。
２ 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。

※左表一番下の全学センター等について、R7.4.1現在の組織は下記のとおり。赤字が前回選考年度からの変更点。

	R2.4.1	R7.4.1
全学センター	生物生産工学研究センター	（R3.4.1 研究科附属施設に改組）
	アジア生物資源環境研究センター	
学内共同教育研究施設	大学総合教育研究センター	大学総合教育研究センター
	相談支援研究開発センター	相談支援研究開発センター
	アイソトープ総合センター	アイソトープ総合センター
	高大接続研究開発センター	高大接続研究開発センター
		グローバル教育センター
		多様性包摂共創センター
		グリーントランスフォーメーション戦略推進センター
国際高等研究所に置かれる研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構	カブリ数物連携宇宙研究機構
	ニューロインテリジェンス国際研究機構	ニューロインテリジェンス国際研究機構
		新世代感染症センター
学際融合研究施設	未来ビジョン研究センター	未来ビジョン研究センター
	低温科学研究センター	低温科学研究センター
	総合研究博物館	総合研究博物館
	環境安全研究センター	環境安全研究センター
		地球環境データコモンズ
全国共同利用施設	情報基盤センター	情報基盤センター
	素粒子物理国際研究センター	素粒子物理国際研究センター
	空間情報科学研究センター	空間情報科学研究センター
	文書館	文書館

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

別表２

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

現行維持

区分イ：常勤教職員（教授会構成員以外）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）
１(1) イ．第４項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表２に定める区分ごとに各１人

＜確認すべき点＞

①「総合文化研究科及び数理科学研究科」と2部局が１つの区分となっている点

- 法人化時の選考会議内規制定に際し、教授会構成員以外からの代議員数の区分を設けるにあたり、人数比例方式による試算がなされた（次のスライド参照）。その結果、基準を満たさなかった数理科学研究科は総合文化研究科と同一区分としたと推察される。

→これ以降現在に至るが、今回も変更なしでよいか。

②本部

- 法人化の際に部の数（総務部、人事部、財務部、施設部、学生部、研究協力部）で代議員会選出数は６名と定めている。当時の所属人数は431名（2004.7.1時点）。
- 前回選考年度（R2年度）の同区分について、部の数は12（教育・学生支援部、研究推進部、産学連携部、社会連携部、産学連携法務部、環境安全衛生部、情報システム部、経営企画部、総務部、人事部、財務部、施設部）、所属人数は790名と大幅に増加しているが、全体を6つの群に分け、各群から1名選出する方法をとり、選出人数は6名のままで変更はない。
- 令和7年4月1日時点では、部の数は13、本部業務の室等含めた所属人数は約950人。

→ベースとなる選出人数は6名のまま変更なしでよいか。

③柏地区に所在する事務組織

- 前回選考年度から組織上の変更はない。

→ベースとなる選出人数は変更なしでよいか。

④医学部附属病院

- 区分イのみ該当。医療系職員を想定しての割り当てと推察される。

⑤附属図書館

- 区分イのみ該当。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（代議員会の構成区分）

（参考）

平成15（2003）年11月5日付資料

15.11.5

教授会構成員以外からの代議員数（人数比例方式による試算）

区分 / 部局	教員	職員	合計	情報学環を1とした場合	情報学環を1とした場合（小数点以下四捨五入）	備考
法学部	33	41	74	3.7	4	
医・病院	458	1335	1793	89.65	90	
工学部	195	242	437	21.85	22	総試含む
文学部	39	26	65	3.25	3	
理学部	117	120	237	11.85	12	
農学部		219	219	10.95	11	
経済	19	26	45	2.25	2	
教養	86	123	209	10.45	10	
数理	6	0	6	0.3	0	10人未満
教育	54	26	80	4	4	教員に教諭を含む
薬学	30	21	51	2.55	3	
新領域	39	0	39	1.95	2	
情報学環	10	10	20	1	1	社情含む
情報理工	28	10	38	1.9	2	
医科研	77	210	287	14.35	14	
地震研	28	50	78	3.9	4	
東文研	5	18	23	1.15	1	
社研	10	21	31	1.55	2	
生産研	73	149	222	11.1	11	
史料	24	22	46	2.3	2	
分生研	26	27	53	2.65	3	
宇宙線	14	11	25	1.25	1	
物性研	48	37	85	4.25	4	
海洋研	27	45	72	3.6	4	海事職除く
先端研	15	21	36	1.8	2	
柏地区		63	63	3.15	3	
総務部		128	128	6.4	6	
経理部		99	99	4.95	5	
施設部		77	77	3.85	4	
学生部	3	76	79	3.95	4	
研協部		44	44	2.2	2	
図書館		44	44	2.2	2	
センター群	71	89	160	8	8	情報基盤のみで3
計				計	248	

※人数が10人以上の最小部局　情報学環　を基準とした場合
※教員については、医学部・病院・保セは講師及び助手、教育は助手及教諭、それ以外は助手とした。
※15.10.1の現員数を基準とした。

人数比例方式による試算

- **教授会構成員以外の常勤教職員から選出された代議員は各部局1名ということが前提。**
- **教授会構成員以外の常勤教職員数が10人以上である最小部局の「情報学環」を基準とする。**
- **情報学環を1とした場合の人数比を算出し、1に満たない部局である数理科学研究科は、単独の区分とはせず、総合文化研究科及び数理科学研究科としたことが推察される。**

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討（意向投票）

学内WGにおいて、意向投票への参画については、大学運営・経営への関与という観点から、管理職手当が支給される職員を対象として検討し、**「本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に投票資格を付与することを検討の対象とする」**こととする（②列）。

管理職手当が支給される職員の意向投票への参画について

現行：意向投票資格なし
変更案：本部事務組織の部長、看護部長、薬剤部長、各部局の事務組織の長に意向投票資格を付与

	職名	職位	①本部部長 及び 部局事務組織の長	②部長級 及び 部局事務組織の長	③部長級	④事務系すべて	⑤すべて
本部	部長	部長級	○	○	○	○	○
	次長	課長級				○	○
	課長等	課長級				○	○
部局	事務部長	部長級	○	○	○	○	○
	事務長	課長級	○	○		○	○
	事務系課長	課長級				○	○
	看護部長	看護部長		○	○		○
	薬剤部長	薬剤部長		○	○		○
	副看護部長	副看護部長					○
	看護師長	看護師長					○
人数計			**41**	**44**	**23**	**144**	**203**

※　「③部長級」のみを対象とすることは、部局の規模によって部長職が不在のため公平性の観点から避ける。
※　「④事務系すべて」「⑤すべて」は、課長級まで入れると人数が非常に多くなる。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討　ー関係規則等ー

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抜粋）

１．東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第９条の代議員会の構成について
(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。
ア．第４項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表１に定める区分ごとに各４人（ただし、投票資格を有する者が１０人に満たない場合は、２人とする。）
イ．第４項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表２に定める区分ごとに各１人

４．内規第１３条の意向投票の投票資格について
(1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第９条第２項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
(3)選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第１号にいう常勤の教授に含まれる。
(5) 教授（特例）ポストの教授は、第１号にいう常勤の教授に含まれる。
(6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第１号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
(7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第１号にいう常勤の教授に含まれる。
(8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第１号にいう教授会とみなす。

選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討　ー関係規則等ー

別表１

区分ア	人数
人文社会系研究科	4
教育学研究科	4
法学政治学研究科	4
経済学研究科	4
総合文化研究科	4
理学系研究科	4
工学系研究科	4
農学生命科学研究科	4
医学系研究科	4
薬学系研究科	4
数理科学研究科	4
新領域創成科学研究科	4
情報理工学系研究科	4
情報学環	4
法学部	4
医学部	4
工学部	4
文学部	4
理学部	4
農学部	4
経済学部	4
教養学部	4
教育学部	4
薬学部	4
医科学研究所	4
地震研究所	4
東洋文化研究所	4
社会科学研究所	4
生産技術研究所	4
史料編纂所	4
定量生命科学研究所	4
宇宙線研究所	4
物性研究所	4
大気海洋研究所	4
先端科学技術研究センター	4
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	4

（1）学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

（2）公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表２

区分イ	人数
人文社会系研究科	1
教育学研究科	1
法学政治学研究科	1
経済学研究科	1
総合文化研究科及び数理科学研究科	1
理学系研究科	1
工学系研究科	1
農学生命科学研究科	1
医学系研究科	1
薬学系研究科	1
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	6
附属図書館	1
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

柏地区に所在する事務組織とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

（参考：前回選考年度からの変更）選考プロセスへの職員等の参画の在り方の検討

○代議員会選出者数

前回選考年度（R2）

区分	代議員数	内訳	構成比
ア．教授会構成員	144	教授144	80.9%
イ．上記以外の常勤教職員	34	事務系部課長級26 助教4 看護部長1 技術専門員1 特任准教授1 学術支援専門職員1	19.1%
	178		100.0%

【変更案】

学部を有する研究科の「区分イ」を１名→２名に増やす 計10名増

区分	代議員数	内訳	構成比
ア．教授会構成員	144		76.6%
イ．上記以外の常勤教職員	44		23.4%
	188		100.0%

○意向投票有資格者数

前回選考年度（R2）

	有資格者数	構成比
教授会構成員	2,375	100.0%

【変更案】

管理職手当が支給される職員のうち、本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長に新たに投票資格を付与

	有資格者数	構成比
教授会構成員	2,451	98.2%
管理職手当が支給される職員のうち、**本部事務組織及び医療系の部長並びに各部局の事務組織の長**	44	1.8%
	2,495	100.0%

※代議員会選出者の職種は部局に一任
※変更案の人数はR7.4.1現在

資料２－２①

（　　年　　月　　日現在）

総長候補者資料

（　　年　　月　　日現在）

写真
45mm×35mm

１．氏名及び年齢令（~~年令は~~令和~~２~~８年度末年~~令~~齢）

２．現職

３．学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

４．学歴（大学卒業以降）

５．主な職歴

６．主な教育・研究・社会活動

７．主な論文・著書~~著作（研究論文を含む。）~~（題目、出典、発行年を記載）

８．学会、審議会等における主な活動

９．その他特記事項（受賞歴等）

１０．教育・研究・社会活動についての概要説明

※　６．に記載した活動について、~~非~~専門外に伝わるよう~~家向けに~~平易な表現で１頁以内にまとめて~~で解説して~~ください。

１１．組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※　１頁以内で~~できる限り~~簡潔かつ具体的に~~説明して~~ご記載ください。

※第２次総長候補者に決定した場合、この様式は本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

資料２－２②

※　全体で 3,000 字程度~~2 頁~~に収まるようにご記入願います~~（2,400 字程度）~~。
※　~~１．～５．~~の項目については、日本の国立大学をリードする観点を含めて、~~東京大学が次の~~6 年で目指すべき方向性を、現状を継続するべきと思われるすべき点~~点~~と改革するべき点を挙げて~~と思われる点をできる限り具体的~~にご説明願います。

書式変更：右揃え

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏　名：

１．世界や日本の将来を展望しつつ、今後の大学、特に東京大学の果たすべき役割をお聞かせください。

２~~１~~．東京大学の教育に対する~~ついて、~~お考えをお聞かせ下さい。

３~~２~~．東京大学の研究に対する~~ついて、~~お考えをお聞かせ下さい。

4 ~~3~~. 東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に対する~~ついて、~~お考えをお聞かせ下さい。

5．大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方について、お考えをお聞かせ下さい。

6．国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください。

7．その他、東京大学の取り組むべき重点項目など、自由にご記入ください。

※第２次総長候補者に決定した場合、この様式は、本学のウェブページで学内外に公開されます。
※英訳を添付してください。

~~4．大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方（執行部体制のあり方を含む）と教員以外の構成員を含めた学内合意形成の進め方について、お考えをお聞かせ下さい。~~

~~5．上記１．～４．以外で東京大学が重点的に取り組む必要があると考えているものは何ですか。~~

~~6．その他（各候補者において任意で記述するものとし、自由にご記入願います。）~~

資料２－３

令和　　年　　月　　日

（推薦人氏名）　殿

東京大学総長選考・監察会議

議長　○　○　○　○

第１次総長候補者に係る推薦書の作成について（依頼）

本学では、国立大学法人法に基づき総長選考・監察会議が設置され、現~~五神~~総長が来年３月で任期満了のため、現在、次期総長予定者（任期は令和~~３~~９年４月１日から６年間、再任不可）を選出する手続きを進めております。この手続は、別紙１「東京大学総長選考・監察会議内規」に基づいており、その全体の仕組みは、別紙２「総長選考プロセスイメージ（流れ図）」のとおりになっております。また、併せて別紙３「求められる総長像」も策定しております。

このたび、貴殿におかれましては、次期総長の第１次総長候補者として選ばれた（候補者氏名）氏により、同氏の推薦人として選任されました。

つきましては、ご多忙の折り甚だ恐縮でございますが、~~本選考~~当会議における総長選考の一助とするため、（候補者氏名）氏についての推薦書を別紙４の様式によりご作成いただき、○~~８~~月○~~２１~~日（○~~金~~）午後○~~５~~時までにウェブ上にファイルをアップロードする形で下記の連絡先宛ご提出下さいますよう謹んでお願い申し上げます。

なお、提出いただいた推薦書については、~~本選考~~当会議内のみで閲覧し、~~公表~~公開はしないことを申し添えます。

【本件連絡先】
国立大学法人東京大学　本部法務課法規チーム
住所：〒113-8654　東京都文京区本郷 7-3-1
電話：
メールアドレス：　houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
提出ファイルアップロード先：

（別紙４）

年　　月　　日

東京大学第１次総長候補者に係る推薦書

東京大学総長選考・監察会議議長
○　○　○　○　殿

推薦者
氏名　○○　○○
所属　○○○○○○○○
職名　○○○○

私は、東京大学の第１次総長候補者となった下記の者について、次期総長の適任者として、別添の推薦理由を添えて推薦いたします。

記

第１次総長候補者氏名　○○　○○

（別添）推薦理由（1 ページ目）

推薦者（記入者）氏名：

※　~~推薦理由について、~~「求められる総長像」を踏まえ、~~下に列挙した~~以下の観点~~から~~を含めて、同人を推薦する理由を２頁以内でできる限り具体的にご説明ください。~~（~~なお、~~その他~~本様式以外の資料の~~等は~~添付は~~しないでください。~~）~~

・候補者の教育・研究・社会活動

・候補者の組織の運営・経営に関する実績と~~成果~~その特徴

・その他、候補者に関する~~その他の~~特記事項

（別添）推薦理由（2 ページ目）

※提出いただいた推薦書は、当会議内のみで閲覧し、公開はいたしません。

2026（令和8）年度総長選考の基準・結果等の公表等の取扱いについて（イメージ）

	選考の流れ	公表・公開する場所	R8公表・公開する事項	（参考）R2年度総長選考
R8.4頃	総長選考開始の公示	東京大学ウェブサイト（プレスリリース有）	スケジュール 求められる総長像 関係規則等	東京大学ウェブサイト（プレスリリースなし） ※議長談話、求められる総長像、関係規則等を公表
R8.6頃 代議員会 R2.7.7 経営協議会 R2.7.22	代議員会からの第1次総長候補者の推薦【10名を限度】 経営協議会からの第1次総長候補者の推薦【2名程度】	総長選考・監察会議ウェブページ	＜代議員会＞ 氏名 得票数 順位× ＜経営協議会＞ 氏名 得票数× 順位× 第1次総長候補者推薦書×	
R8.7頃 R2.7.22	第1次総長候補者の決定【12名程度】	総長選考・監察会議ウェブページ	氏名	非公開
R8.7～8頃 R2.9.2-9.4	面接	非公開	非公開	非公開
R8.7～8頃 R2.9.7	第2次総長候補者の決定（絞り込み）【3人以上5人以内】	非公開	非公開	非公開
R8.7～8頃 R2.9.8	第2次総長候補者氏名の告示	総長選考・監察会議ウェブページ	氏名 候補者資料~~（一部学内のみ）~~ 候補者所見~~（一部学内のみ）~~ 選考過程 推薦書×	学内のみ公表 ※略歴、候補者資料、所見のほか顔写真を掲載
R8.8～9頃	所信表明（動画配信）	学内構成員及び経営協議会委員へ提供		
R8.9頃 R2.9.30	意向投票	総長選考・監察会議ウェブページ	全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表	
R8.9～10頃 R2.10.2（金）	総長予定者の決定	東京大学ウェブサイト（プレスリリース有）	氏名 選考結果 選考理由 選考経過 略歴 求められる総長像 関係規則等 ※記者会見（予定）	東京大学ウェブサイト（プレスリリース有） ※総長予定者及び総長選考会議議長による記者会見を実施 ※総長予定者の写真、略歴、総長予定者資料を公表、選考理由の説明実施

東京大学総長選考・監察会議ウェブページ
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html

※この取扱い（イメージ）は、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

★本部広報課から配信するプレスリリースは、全学サイト UTokyo FOCUS に掲載します。
【参考】総長選考開始の公示
総長選考の開始の公示について | 東京大学
総長予定者の決定
次期総長予定者に藤井輝夫理事・副学長を選出 | 東京大学

資料２－５（別冊２）

（案）

2025（令和 7）年 8 月 27 日
東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等について

資料１．求められる総長像（案）

資料２．東京大学総長選考プロセスのイメージ／
総長選考プロセスにおける主な変更点のポイント

資料３．関連規則等

①東京大学総長選考・監察会議規則
②東京大学総長選考・監察会議内規（素案）
③東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（素案）
④経営協議会から総長選考会議への第１次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ
⑤第２次候補者を決定するための手順について（素案）
⑥総長選考・監察会議内規等の改正概要（素案）

資料４．候補者提出資料の様式（案）

①総長候補者資料（案）
②東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（案）

資料５．次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料１．国立大学法人法に基づく総長選考

参考資料２．前回総長選考後の対応について

資料１

（案）

令和~~２~~●年~~４~~●月~~２８~~●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

１　学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識

２　開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力

３　組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、~~適切に~~優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績

４　世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力

５　自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

（参考）東京大学憲章
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

R8(2026)年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ

資料２

東京大学総長選考・監察会議会議

時期	選考の流れ（※内規：「東京大学総長選考・監察会議内規」）
R8.4 科所長会議後	選考の開始の公示【内規第8条】（東京大学HP）
	代議員会を設置・第1次候補者の推薦を求める【内規第9条】 各部局において代議員を選出 （4月中旬～5月中旬頃）
	各部局（代議員選出） 教授会構成員 ／ 教授会構成員以外
	代議員選出
R8.6頃	代議員会(1) 1回目：6月初旬 （2~3日の期間を設定し、オンライン投票）
	代議員会(2)･･･総長選考・監察会議へ推薦する第１次候補者を選出【内規第9条】 2回目：6月中旬頃（2~3日の期間を設定し、オンライン投票）
	【10人を限度】 辞退者を除き、氏名及び得票数を公表（総長選考・監察会議HP）
	第2次候補者の所信表明（動画）の中で第2次候補者に対して問う共通質問について、学内構成員に質問を募集（1～2週間程度） ⇒総長選考・監察会議で選定
	第1次候補者の推薦を求める【内規第10条】
	経営協議会･･･総長選考・監察会議へ推薦する第１次候補者を選出 【内規第10条】
	【2人程度】 氏名を公表 （総長選考・監察会議HP）
R8.7頃	7月初旬頃 第1次候補者の決定【内規第11条】（10人＋2人程度） ① 氏名を公表（総長選考・監察会議HP）【内規第11条第2項】
	・候補者に対して総長候補者資料等の提出依頼【内規第12条第1項】 ・候補者の推薦人に対して推薦書の提出依頼【内規第12条第2項】
R8.8頃	8月初旬頃 第1次候補者の面接調査【内規第12条第3項】 ② 8月初旬頃 第2次候補者の決定（絞り込み）【内規第12条第3項】（3人以上5人以内） 8月初旬頃 第2次候補者の告示等【内規第13条】 氏名を告示、総長候補者資料及び東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見を公開（総長選考・監察会議HP）【内規第13条】
R8.9頃	9月初旬頃 第2次候補者の所信表明（動画）【内規第14条】 ③ 学内構成員・経営協議会委員へ公開
	以下の日程を考慮して決定する ・秋季学位記授与式・卒業式：R8.9.18（金）（予定） →→→R7.9月決定予定 ・秋季入学式：R8.10.1（木）（確定）
	9月下旬頃 オンライン投票 意向投票【内規第15条】 教授、准教授、教授会構成員である講師による意向投票 各回の得票数を公表（総長選考・監察会議HP）【内規第15条第2項】
R8.9～10 初旬	9月下旬頃 総長予定者の決定【内規第16条】 ④ 総長予定者の略歴等の情報に加え、基準（求められる総長像）、選考結果、選考理由、選考過程を公表（東京大学HP） 国立大学法人東京大学から総長予定者を文部科学大臣へ申出

・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員８名と教育研究評議会から選出される学内委員８名で構成される。
・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。
※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

総長選考プロセスにおける主な変更点のポイント

2025（R7).8.27
総長選考・監察会議

① 第1フェーズ（第1次総長候補者決定まで）

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

・組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部の長をR7.4.1から教育研究評議会評議員としたことに伴い追加するもの

・教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの

②第１次候補者の推薦における情報提供

・代議員会からの推薦について、第１次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

・経営協議会からの推薦について、第１次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

③総長選考・監察会議における第１次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

② 第2フェーズ（第2次総長候補者決定まで）

総長選考・監察会議による第１次候補者の面接→ 総長選考・監察会議による第２次候補者の決定

④第１次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第１次候補者について必要な情報の見直し

⑤第１次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で見直し

⑥第２次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの

⑦絞り込み後の第２次候補者の氏名の公表及び候補者資料の学外への公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

③ 第3フェーズ（意向投票まで）

所信表明（動画提供）→　 意向投票

⑧所信表明（動画）の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第２次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供
第１次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供

⑨部長級、各部局事務組織の長に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの

⑩意向投票の実施方法の変更（仮）

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。
・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、１回とし、第２次候補者が４人以上の場合は、得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について２回目の投票を行う。なお、第２次候補者が４人以上の場合であっても１回目の投票において有効投票の過半数を得た者がいるときは、明らかな意向が把握できたものと考え、２回目の投票は実施しない。

⑪意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、投票の結果（各第２次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

④ 第4フェーズ（総長予定者の決定まで）

⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、新たに実施することとした所信表明の動画提供を含め、前提となる求められる総長像など総長予定者の決定にあたり考慮する事項を明確化

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施する。
実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日（予定）
実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載
なお、運営方針会議にも別途意見を照会する予定

●【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討（総長選考・監察会議資料）※資料へのハイパーリンク設定予定

※この変更点のポイントは、R7.●.●時点のものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直すものである。

東京大学総長選考・監察会議規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第２号

（設置）
第１条　国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第１２条第２項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。
（組織）
第２条　選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数１６人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。
(1)　経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
(2)　教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者
（任期）
第３条　委員の任期は、次のとおりとする。
(1)　前条第１号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、通算して６年を超えて在任することはできない。
(2)　前条第２号の委員の任期は３年とする。
２　委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（議長）
第４条　選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。
（任務）
第５条　選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。
(1)　総長の選考
(2)　総長の解任の申出
(3)　総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
(4)　総長の任期に関する事項の審議
(5)　大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
(6)　運営方針委員の選任及び解任についての審議
(7)　運営方針委員の任期に関する事項の審議
２　前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。
（庶務）
第６条　選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年６月２６日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

資料３　②

（素案）

東京大学総長選考・監察会議内規

平成１６年４月１日
総長選考会議可決
東大規則第５号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

（議事）

第２条　選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、~~第１５条~~第１７条により解任の申出をする場合及び~~第２０条~~第２２条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の３分の２以上の多数により決定しなければならない。

３　委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

（表決）

第３条　選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1~~)~~)　第１次総長候補者の決定
(2~~)~~)　第２次総長候補者の決定
(3~~)~~)　総長予定者の決定
(4~~)~~)　総長の解任の申出の決定
~~(5) 求められる総長像の決定~~
~~(6)~~)　東京大学総長の任期に関する規則の改廃
(~~7)~~6)　大学総括理事の設置
(~~8)~~7)　運営方針委員の選任及び解任
(~~9)~~8)　運営方針委員の任期に関する事項
(~~10)~~9)　この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

２　表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第１項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

３　議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する~~ものとする~~。

（議長）

第４条　議長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き３年を超えて在任することはできない。

２　議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　議長の選出方法については別に定める。

（監事の陪席）

第５条　選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

２　陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

３　議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。

４　監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第２章　総長選考

（選考の事由）

第６条　総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

（選考基準）

第７条　選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

（選考の開始の公示）

第８条　選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その６月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやか速やかに、選考の開始を公示する。

（代議員会からの推薦等）

第９条　選考・監察会議は、第１次総長候補者（以下「第１次候補者」という。）を定める決定するために、代議員会を設ける設け、第１次候補者として推薦する者を選出させる。

２　前項の代議員会が選出する者の数は、原則として１０人を限度とし、代議員会は、１０人を限度として第１次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

３　代議員会の構成及び並びに第１次候補者を定めるとして推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦等）

第１０条　選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第１次候補者のとして推薦する者の選出を求めるものとする。

２　前項の規定による第１次候補者経営協議会が選出する者の数は、２人程度とし、前条の規定による第１次候補者より選出される者と重複することを妨げない。

（３　選考・監察会議は、第１項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

（第１次候補者の選定決定）

第１１条　選考・監察会議は、第９条第２項及び前条第３項により通知を受けた者について審議し、第１次候補者を決定する。

２　選考・監察会議は、第１次候補者の決定後、速やかに、その氏名を５０音順に公表する。

（第２次候補者の決定）

第１２条　選考・監察会議は、第１次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

２　選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第１次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

３　選考・監察会議は、第７条のに規定により提示したする求められる総長像に照らし、第１項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、３人以上５人以内の第２次総長候補者（以下「第２次候補者」という。）

を~~定めるものと~~決定する。

４　第２次候補者を決定するための手順については、別に定める。

（第２次候補者の告示~~及び通知~~等）

~~第１２条~~第１３条　選考・監察会議は、第２次候補者の氏名を５０音順により告示し、~~又は通知~~各第２次候補者の総長候補者資料等を公開する。

~~２　前項の告示及び通知には、各第２次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。~~

（所信表明）

第１４条　選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第２次候補者に各々、所信を表明する機会を設ける。

（意向投票）

~~第１３条~~第１５条　選考・監察会議は、~~前条~~第１３条の第２次候補者について、学内の意向投票を行う。

２　前項の意向投票後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第２次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

３　意向投票の方法については、別に定める。

（総長予定者の決定）

~~第１４条~~第１６条　選考・監察会議は、~~第１１条~~第７条に規定する求められる総長像に照らし、第１２条第１項の総長候補者資料等、同条第２項の推薦書、同条第３項の調査、第１４条の所信表明及び前条の意向投票の結果を考慮して、総長予定者を決定する。

２　前項の総長予定者が、次条第１項第１号又は第４号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

３　選考・監察会議が第１項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第１項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する~~ものとする~~。

第３章　総長解任の申出

（解任の申出）

~~第１５条~~第１７条　総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る~~ものとする~~。

(1)　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2)　職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3)　職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められる場合

(4)　その他総長たるに適しないと認められる場合

２　前項第２号、第３号及び第４号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う~~ものとする~~。

（意見陳述の機会の付与）

~~第１６条~~第１８条　選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する~~ものとする~~。

（総長への通知）

~~第１７条~~第１９条　選考･監察会議が~~第１５条~~第１７条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する~~ものとする~~。

第４章　総長の中間評価

（実施方法）

~~第１８条~~第２０条　選考・監察会議は、総長就任以後３年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

２　選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。
３　選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第３条第２項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
４　選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。
（通知及び公表）
第１９条第２１条　選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。
２　選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。
第５章　補則
（本内規の改廃）
第２０条第２２条　この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附　則
この内規は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成１６年６月１５日から施行する。
附　則
１　この規則は、平成２０年１月２２日から施行する。
２　平成１６年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第４条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
３　改正後の別表２の本部の区分に係る第７条第１項第２号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの６区分と同数として取り扱う。
附　則
この内規は、平成２０年６月１７日から施行する。
附　則
この規則は、平成２２年９月２１日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成２２年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成２４年４月１８日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成２４年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成２６年７月８日から施行する。
附　則
この規則は、平成２７年３月１３日から施行する。
附　則
この規則は、平成２７年１１月２０日から施行する。
附　則
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則

この規則は、令和２年４月２８日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１月２４日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和　年　月　日から施行する。

（素案）

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

（平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認）

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16、R7.．.

１．東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第９条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア．第４項第１号ア．に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表１に定める区分ごとに各４人（ただし、投票資格を有する者が１０人に満たない場合は、２人とする。）

イ．第４項第１号ア．に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員　別表２に定める区分ごとに~~各１人~~人数欄に定める数

(2) 前号ア．の代議員は、別表１の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする（学部の場合を除く）。ただし、別表１の「~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、~~各全学センター、学内~~各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第４項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）１名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第１号イ．の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれる。~~また~~ものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属~~するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ~~するものとみなして取り扱う。

(5) 第１号イ．にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(6) 第１号イ．にいう~~全学センター、及び~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、~~各全学センター、及び学内~~各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(~~6~~7) 別表２の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織

を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして取り扱う。

(~~7~~8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第１号イ．の教職員に含めない。

(~~8~~9) 別表１又は２の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

２．内規第９条の~~第１次候補者を定める~~選出及び通知の方法について

(1) ~~東京大学総長選考・監察会議（以下「~~選考・監察会議~~」という。）~~は、期日を定めて代議員会を招集~~し、第１次候補者を推薦させる~~する。

(2) 大学院各研究科、情報学環~~、公共政策学連携研究部~~及び各附置研究所の長~~、全学センター~~、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第８条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって~~第１次候補者を定める~~選考・監察会議に推薦する者を選出する。

ア．各代議員は、~~候補者として適当と認める者~~２人以内を連記で投票する。

イ．代議員会の議長は、得票者の氏名を５０音順に~~その席上において~~発表する。

ウ．各~~出席~~代議員は、イ.の得票者の中から３人以内を連記で投票する。

エ．ウ.の投票において得票多数の者１０人を限度として~~第１次候補者と~~選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、１０人を超えてその者を~~第１次候補者に加える~~選出する。~~

~~オ．代議員会の議長は、第１次候補者の氏名を５０音順によりその席上において発表する。ただし、各第１次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。~~

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人２人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア．学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ．学内者に同姓同名がある場合

①役員　②教授（名誉教授を含む）　③准教授　④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第４号によって選出された者に対し、第１次候補者~~が定まったときは、これを~~として、選考・監察会議に~~通知~~推薦されることの意向を確認する。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名

を、得票数を示した上で、５０音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

３．~~内規第９条及び第１０条による第１次総長候補者について~~内規第１１条による第１次候補者の決定について

(1)選考・監察会議委員は、自己が内規第９条第２項又は第１０条第３項により通知された者に含まれる場合、内規第１１条第１項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第１次総長候補者として~~定められた~~決定されたときは、~~予め選考・監察会議が定めた期日までに第１次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き~~、委員を辞職するものとする。

(~~2~~3) 前号による後任（補欠）の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求めるものとする。

~~(3) 選考・監察会議は、第１次総長候補者に選出された者全員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。~~

４．内規~~第１３条~~第１５条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。

ア．東京大学基本組織規則第９条第２項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者~~とする。~~

イ．管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第２１条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第２条第２項に掲げる部長である者、同規則第３条第３項に掲げる事務部長及び事務長である者、同条第５項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者

(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。

(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第１号ア．にいう常勤の教授に含まれる。

~~(5) 教授（特例）ポストの教授は、第１号にいう常勤の教授に含まれる。~~

(~~6~~5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第１号ア．にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(~~7~~6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第１号ア．にいう常勤の教授に含まれる。

(~~8) 全学センター、~~7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第１号ア．にいう教授会とみなす。

５．内規~~第１３条~~第１５条の意向投票の方法について

（1）前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に~~指定の投票所において、~~選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

（2）投票回数は、原則として１回とする。ただし、第２次候補者が４人以上の場合であって、１回目の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、~~繰り返し前号~~得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について２回目の投票を行う。

（3）~~投票３回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、３回目の投票において得票多数の者２人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について１回に限り投票を行う。~~

~~（4）~~議長は、教育研究部局、~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第１３条に基づく室及び第１８条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び~~総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に対し告示し、又は通知する~~第２次候補者の氏名その他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

~~（5）全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表３の部局（投票場）において行う。~~

~~（6）東京大学基本組織規則第１３条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。~~

~~（7）投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。~~

~~（8~~（4）第１号~~から第３号~~及び第２号に定める投票の際は、~~各人~~各第２次候補者の得票数を投票の都度発表する。

（~~9~~5）第２号にいう「有効投票」には、白票~~、無効票及び不明票~~は含まれない。

６．内規~~第１４条~~第１６条第２項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第２次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規~~第１３条~~第１５条の規定により再度意向投票を行うことができる。

７．前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第８条から~~第１４条~~第１６条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。

８．前２項の規定は、内規~~第１４条~~第１６条第２項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。

９．内規~~第１５条~~第１７条第１項第１号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。

10．内規~~第１６条~~第１８条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。

なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項

(2) 申出の原因となる事実

(3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表１

区　　分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学連携研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1)　学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

~~(2)　公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。~~

別表２

区　　分	人　　数
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部	1
附属図書館	1
~~全学センター、~~学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

挿入されたセル

別表３

所　　属	投票を行う部局
生物生産工学研究センター	農学生命科学研究科
アジア生物資源環境研究センター	農学生命科学研究科
大学総合教育研究センター	教育学研究科
相談支援研究開発センター	本部
アイソトープ総合センター	理学系研究科
高大接続研究開発センター	本部
カブリ数物連携宇宙研究機構	宇宙線研究所
ニューロインテリジェンス国際研究機構	医学系研究科
未来ビジョン研究センター	法学政治学研究科
低温科学研究センター	理学系研究科
総合研究博物館	理学系研究科
環境安全研究センター	理学系研究科
情報基盤センター	理学系研究科
素粒子物理国際研究センター	理学系研究科
空間情報科学研究センター	新領域創成科学研究科又は物性研究所
文書館	本部

経営協議会から総長選考会議への第１次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

令和２年３月１８日
経　営　協　議　会

東京大学総長選考会議内規第１０条に基づく経営協議会から総長選考会議への第１次総長候補者（以下「第１次候補者」という。）の推薦方法・手順について、以下のとおり申し合わせる。

１．推薦の方向性に関する検討

経営協議会は、総長選考会議への第１次候補者の推薦にあたり、総長選考会議が定める「求められる総長像」に基づき、推薦の方向性について検討を行う。

２．経営協議会委員からの推薦

（１）経営協議会委員（以下「委員」という。）は、第１次候補者として相応しい者（以下「候補者」という。）を次のとおり経営協議会議長（以下「議長」という。）へ推薦を行う。

① 各委員が推薦できる候補者の人数は、２名を限度とする。その際、候補者への内諾の有無は特に問わない。

② 候補者の推薦は、別紙１の様式により行う。

③ 議長は、候補者の推薦を行わない。

④ 委員が候補者として推薦された場合、当該委員は、選考のための議事に加わらないことを基本とし、その取扱いは議長に一任する。

３．推薦された候補者に対する投票

（１）経営協議会は、委員からの候補者の推薦があった場合、総長選考会議へ第１次候補者として推薦するかどうかを判断するため、次のとおり投票を行う。

① 投票に際し、候補者の推薦を行った委員は、氏名の５０音順により当該候補者の推薦理由等を口頭にて説明する。

② 投票は、委員が無記名投票により、推薦された候補者について、総長選考会議への推薦が適当であると判断する者に〇印を付して行う。ただし、推薦された候補者が４名以上いる場合、各委員が〇印を付せるのは３名を限度とする。

③ 議長は、投票権を行使しない。

④ 開票に際し、立会人２名を選出する。

⑤ 欠席した委員及び候補者として推薦された委員は、投票権を行使できない。

４．第１次候補者の決定

（１）経営協議会は、投票の結果に基づき、次の手順により第１次候補者２名程度を決定し、別紙２により総長選考会議へ推薦を行う。

①　出席委員の過半数の得票があった候補者が１名又は２名の場合は、その候補者を第１次候補者とする。

②　出席委員の過半数の得票があった候補者が３名以上いる場合は、得票数上位２名の候補者を第１次候補者とする。

③　②の手順において上位２位以内に得票数が同位の候補者がいる場合は、その人数に応じて、次のとおり第１次候補者を選出する。

ア）同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が４名以内であるときは、当該候補者全員を第１次候補者とする。

イ）同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が５名以上であるときは、得票数同位の者について単記無記名による投票を行い、全体で４名の第１次候補者を選出する。

ウ）イ）の投票で４名の第１次候補者を選出できない場合は、さらに同じ要領で再投票を行い、全体で４名の第１次候補者を選出するまでこれを繰り返すものとする。

（２）投票の結果、出席委員の過半数の得票があった候補者がいない場合は、議長は合議により改めて選出方法を定め、２名程度の第１次候補者を選出する。

（３）議長は、第１次候補者として推薦することに決定した候補者へ別紙３によりその結果を通知する。

５．実施日

この申合せは、令和２年３月１８日から実施する。

（素案）

第２次候補者を決定するための手順について

令和●年　●月　●日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第１３条第４項に基づき、令和８年度に実施する総長選考・監察会議における第２次候補者を決定するための手順について、以下のとおり定める。

１．第２次候補者を決定するための手順

(1)　出席委員により、以下の手順で協議を行う。

①　第２次候補者の決定に当たり、考慮すべき多様性の観点等の方向性について検討を行う。

②　無記名投票により、第１次候補者のうち、第２次候補者として相応しいと考える者（以下「適任者」という。）３名を選択する。

③　②の手順において得票数の上位の者から３名を原則として適任者として選出する。ただし、末位に得票同数の者があり得票数上位の者が４名以上となった場合には、協議により取扱いを決定する。

④　多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて５名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。

⑤　④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第１次候補者のうちから、追加の適任者を記名により投票する。

⑥　⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて５名を限度として適任者を選出する。

(2)　(1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第３条第１項第２号及び同条第２項に基づき表決を行い、第２次候補者を決定する。

２．留意事項

(1)　適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。

(2)　１．(1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。

(3)　１．(1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。

(4)　１．(1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。投票を行う場合は、委員の構成に鑑み、議長は投票することができる。

総長選考・監察会議内規等の改正（素案）

資料３⑥　本部法務課

趣　旨

・総長選考プロセスの透明性の確保、選考プロセスに参画する者の拡大、意向投票の電子化及び実施回数の変更等必要な改正を行う。

概　要

①東京大学総長選考・監察会議内規【改正】

・第３条
表決事項から「求められる総長像の決定」の削除。
→「求められる総長像」は、選考・監察会議における継続的な議論を通じて作り上げるものであり、表決により議決する性質とは異なるため

・第９条、第１０条
代議員会及び経営協議会で行うのは第１次候補者の推薦であること、
また、推薦のために各会議において選出した者を選考・監察会議に通知するという流れも明確化
→第１次総長候補者の決定は選考・監察会議での表決事項（第３条）であることから、各会議の役割を明確化するため

・第１１条
第１次候補者の決定後、氏名を公表することについて新たに規定。
→情報提供及び説明責任の強化により選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため

・第１２条
第１次候補者からの総長候補者資料等の提出の明記（第１項）、推薦人・推薦書について明記（第２項）する。
総長候補者資料等と推薦書は、面接を含めた調査を行う際に踏まえるものであることも明記（第３項）。
第２次候補者を決定する方法についても、選考・監察会議で事前に定めることを新たに規定。（第４項）
→情報提供及び説明責任の強化により選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため

・第１３条
公開される資料が、候補者の提出した総長候補者資料等であることを明記、その他文言の整理。
→情報提供及び説明責任の強化により選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため

・第１４条
意向投票の有権者に対する情報提供及び選考・監察会議における総長予定者の決定の際に考慮する事項として、
意向投票の実施に先立ち、第２次候補者による所信表明のプロセスを追加。
→選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため

・第１５条
意向投票の結果について、最終的な結果のみでなく全ての投票回について公開されるよう改正。
→情報提供及び説明責任の強化により選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため

・第１６条
選考・監察会議が総長予定者を決定するにあたって考慮する事項が明確になるよう列挙。
→情報提供及び説明責任の強化により選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため

・その他、条の追加による条ずれの対応等。

②東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則【改正】

１．東京大学総長選考・監察会議内規第９条の代議員会の構成について
・意向投票の有資格者の定義の変更に対応し、代議員の定義が変わらないよう文言を調整（（1）ア．、イ．）
・学部を有する研究科からは教授会構成員以外の代議員を１名増やして計２名とするため、
別表１に人数欄を追記（(1) イ．）
・公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加（(3)、別表１）、教授会構成員以外の代議員については従前と変更がないため、対応する形で文言整理((4))
・常勤の教職員の定義に職域限定職員を追加（(4)）
・本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正（(2)、(6)）

２．内規第９条の選出及び通知の方法について
・第１次候補者は代議員会で決定されるのではなく、代議員会から推薦する者を選出して選考・監察会議に通知するという流れの明確化に伴う文言整理((1)、(4)）
・第１次候補者として推薦されることを辞退する意向の有無を確認するプロセスの追加（(8)、(9)）
・総長選考プロセスの透明性の確保のため、代議員会から第１次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表（(9)）

３．内規第１１条による第１次候補者の決定について
・第１次候補者の決定は選考・監察会議の表決によるため、第１次候補者となることを辞退しなかった場合に選考・監察会議の委員を辞職するのは第１次候補者決定後となる。
選考・監察会議が第１次候補者として推薦されている場合、決定の審議に加われないことを追加。((1))。
・辞退の意向確認は代議員会・経営協議会の段階で行われるため、この段階ではなくなり削除((2))。
・総長候補者資料の提出については内規に定めるため削除。

４．内規第１５条の意向投票の投票資格について
・意向投票の有資格者に部長級及び各部局事務組織の長が加わることによる文言の追加（(1)）
・教授（特例）ポストが現存しないため削除((5))
・本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正（(8)）

５．内規第１５条の意向投票の方法について
・システムを用いた電子投票を前提とした文言の修正((1)、(5)ほか対面の投票を前提とした不要な号や文言の削除等）
・意向投票の回数を、これまでの最大４回から最大２回までに変更することに伴う文言の修正((2))

☆経営協議会から総長選考会議への第１次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ【改正】
※経営協議会にて見直しを検討予定

参考資料

●経営協議会から総長選考会議への第１次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ（令和２年３月１８日経営協議会）
……経営協議会から総長選考会議へ第１次候補者を推薦する方法・手順について、推薦、投票、決定の手順の細目を定めるもの。
●次期総長選考に向けた課題検討（総長選考・監察会議）※資料へのハイパーリンク設定予定

（案）

資料４　①

（　　年　　月　　日現在）

総長候補者資料

写真
45mm×35mm

１．氏名及び年齢（令和８年度末年齢）

２．現職

３．学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

４．学歴（大学卒業以降）

５．主な職歴

６．主な教育・研究・社会活動

７．主な論文・著書（題目、出典、発行年を記載）

８．学会、審議会等における主な活動

９．その他特記事項（受賞歴等）

１０．教育・研究・社会活動についての概要説明

※　６．に記載した活動について、専門外に伝わるよう平易な表現で１頁以内にまとめてください。

１１．組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※　１頁以内で簡潔かつ具体的にご記載ください。

※第２次総長候補者に決定した場合、この様式は本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

（案）

※　全体で 3,000 字程度収まるようにご記入願います。

資料４　②

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏　名：

１．世界や日本の将来を展望しつつ、今後の大学、特に東京大学の果たすべき役割をお聞かせください。

２．東京大学の教育に対するお考えをお聞かせ下さい。

３．東京大学の研究に対するお考えをお聞かせ下さい。

4．東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に対するお考えをお聞かせ下さい。

5．大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方について、お考えをお聞かせ下さい。

6．国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください。

７．その他、東京大学の取り組むべき重点項目など、自由にご記入ください。

※第２次総長候補者に決定した場合、この様式は、本学のウェブページで学内外に公開されます。
※英訳を添付してください。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

資料５

2025（R7）.8.27
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像		検討				経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			総長選考の公示
総長選考プロセス	部局長アンケートの検討・実施				検討			◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆プロセス等の決定	学内諸会議報告			
規則改正（必要に応じて）					検討			◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆規則改正	学内諸会議報告			
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会・運営方針会議	7/22 総長選考会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会・運営方針会議 9/17 総長選考会議・経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議・経営協議会 1/30 運営方針会議		3/13 総長選考会議	

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

国立大学法人法に基づく総長選考

参考資料１

本学における総長選考・監察会議の概要

○設置根拠
・国立大学法人法第１２条第２項

○任務
(1) 総長の選考
(2) 総長の解任の申出
(3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
(4) 総長の任期に関する事項の審議
(5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
(6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
(7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

○委員構成
・経営協議会選出 ８名
・教育研究評議会選出 ８名 計１６名

○委員の任期
・経営協議会選出委員 ２年、再任可（在任上限通算６年）
・教育研究評議会選出委員 ３年
・交代の場合は前任者の残任期間

○開催
・通常 年8回程度（おおむね経営協議会と同日に開催）
・令和６年度は１３回（うち、書面審議４回）
・選考実施年度は面接調査を含めて９回程度（2020年度実績）

国立大学法人法に基づく総長選考

国立大学法人法（抄）

（役員の任命）
第十二条　**学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。**
2　**前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行う**ものとする。
一　第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する**経営協議会において選出された者**
二　第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する**教育研究評議会において選出された者**
3　学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
4　議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
5　この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。
6　第二項に規定する**学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。**
7　国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。
8　監事は、文部科学大臣が任命する。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（26文科高 第441号）平成26年8月29日 p6～ 一部抜粋

2．国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正
国立大学法人法及び同法施行規則の改正は，全ての国立大学法人等に適用されるものである。
（1）学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第12条及び第26条関係）
① **学長等選考会議は，当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており，この責任と権限に基づき，広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。**このため，学長等選考会議が定める基準には，学長又は機構長に求められる資質・能力，学長又は機構長の選考の手続・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。

国立大学法人ガバナンス・コード（文部科学省・内閣府・国立大学協会）【一部抜粋】

３－３　学長選考・監察会議

【原則３－３－１ 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、**学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべき**である。

【補充原則】

３－３－１①　学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

３－３－１②　法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。

【原則３－３－３ 法人の長の業務執行に関する厳格な評価 】

学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、**法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべき**である。これにより、**法人の長の選考の適正性を担保する**とともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。

【補充原則】

３－３－３①　学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。

３－３－３②　学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。

国立大学法人のガバナンス

（令和6年10月以降）

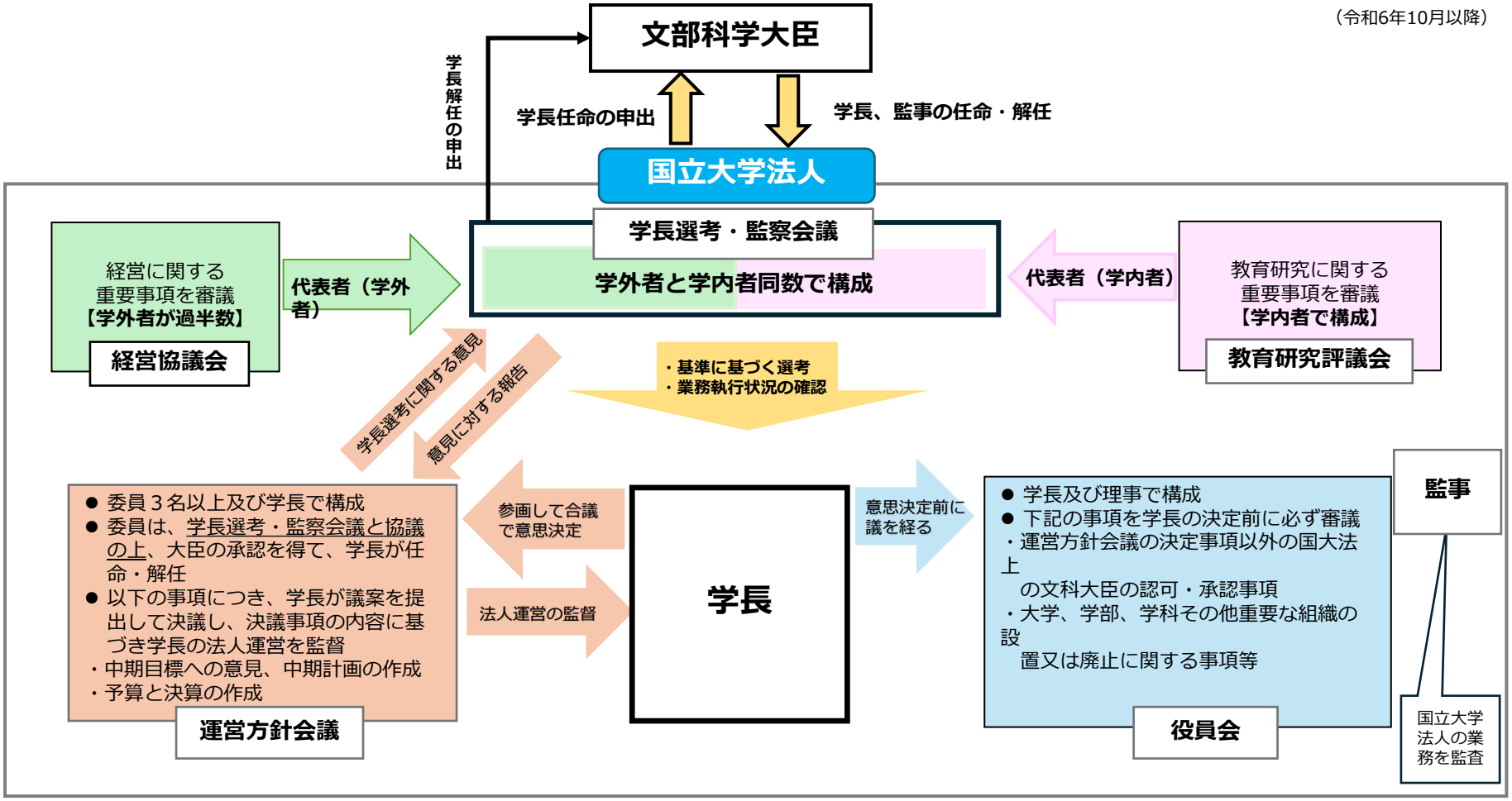

前回総長選考後の対応について

参考資料２

2020(R2)年9月　要望書や質問状の提出

総長選考会議　第2次総長候補者の選定（2020（令和２）年９月）
→**プロセスの公平性・透明性に問題があるとして学内外から要望書や質問状等が提出**された。

2020(R2)年10月～12月　選考過程の検証

外部の弁護士数名によって構成される「①総長選考過程検証委員会」を発足し検証を行った。
→→→**検証結果**　・次期総長予定者の決定は、正当に成立した。
・**総長選考会議の組織、運営に関して課題がある旨意見**
「①令和２年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書　令和２年１２月１１日　令和２年度総長選考過程検証委員会」

2021(R3)年1月～3月　「②総長選考会議の組織検討タスクフォース」において総長選考会議に関する検討課題の整理

「②総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書（令和3年3月）総長選考会議の組織検討タスクフォース」

組織に関すること

・教育研究評議会、経営協議会における総長選考会議委員の選出方法のあり方
・学内委員の任期・交代・ 再任 のあり方
・学外委員の任期・交代・ 再任 のあり方
・総長選考会議の運営の適正性の確保

運営に関すること

・議事運営ルールの明確化
・議事録や録音などの管理・公開方法
・議長の役割について
・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化等

改善の取組検討

2021(R3)年4月～11月　③総長選考会議の組織検討ワーキンググループ

→→→　具体的な改善方策等を経営協議会及び教育研究評議会に提案

「③総長選考会議の組織検討ワーキンググループの検討結果に関する報告（最終報告）令和３（2021）年11月　総長選考会議の組織検討ワーキンググループ」

改善の取組検討

2021（R3)年度
総長選考会議において、関連規則等を検討し、改正

組織に関する具体的改善事項

【総長選考会議委員の選出方法のあり方】
・「東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、経営協議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選考方針、選出手続を定めた。
・学外委員候補者推薦委員会の設置
・「東京大学教育研究評議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、教育研究評議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選出方法について、従来の部局輪番制を維持しつつ規定を明文化。
【学内委員の任期等】
・総長選考会議学内委員の任期を３年とする。
【学外委員の任期等】
・総長選考会議学外委員の任期を２年、在任期間上限を通算６年とする。
【経営協議会学外委員】
・経営協議会学外委員の在任期間上限を通算８年とする。
・経営協議会学外委員の構成に関する方針決定
多様性の確保、本学執行部経験者の学外委員就任制限、選考理由等の公表

運営に関する具体的改善事項

関連規則等の改正
・表決により議決すべき事項、表決方法、手続きの明確化
・議事の記録、公開など運営の改善
・保秘事項の明文化
・議長の選出にあたって総長が関与することを避け、互選を実質化、議長選出方法の明確化
・議長行動指針の制定
・会議の傍聴、陪席者の明文化
・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化

資料２－６
（別冊３）

2025（令和７）年●月●日

東京大学運営方針会議
議長　　本 田　桂 子　殿

東京大学総長選考・監察会議
議長　　板 東　久美子

「求められる総長像（案)」等に関するご意見について

総長選考・監察会議は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学における総長の選考を任務としており、来年度に実施する次期総長選考に向けて、現在、選考プロセスの設計等の準備を進めております。

東京大学運営方針会議規則第５条第４項によると、「運営方針会議は、法人法第１２条第６項の基準その他の総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に対し、意見を申し出ることができる。」とされています。

つきましては、当会議で検討を進めている「求められる総長像（案)」及び「選考プロセス」につきまして別紙１及び別紙２のとおりお示しさせていただきますので、ご意見がございましたら、令和７（2025）年 10 月８日（水）までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、「求められる総長像（案)」及び「選考プロセス」につきましては、いただいたご意見を検討させていただき、本年１２月頃、最終的に決定する予定です。

【担当】
東京大学本部法務課法規チーム
houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（案）

別紙１

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

１　学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識

２　開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力

３　組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績

４　世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力

５　自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

（参考）東京大学憲章
http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

R8(2026)年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ

別紙２

東京大学総長選考・監察会議会議

時期	選考の流れ
R8.4	選考の開始の公示
R8.6頃	代議員会を設置・第1次候補者の推薦を求める各部局において代議員を選出（4月中旬～5月中旬頃） 各部局（代議員選出） 教授会構成員 / 教授会構成員以外 代議員選出 代議員会(1) 1回目：6月初旬（2~3日の期間を設定し、オンライン投票） 代議員会(2)･･･総長選考・監察会議へ推薦する第1次候補者を選出 2回目：6月中旬頃（2~3日の期間を設定し、オンライン投票） 【10人を限度】辞退者を除き、氏名及び得票数を公表 第1次候補者の推薦を求める 経営協議会･･･総長選考・監察会議へ推薦する第1次候補者を選出 【2人程度】氏名を公表 ①
R8.7頃	7月初旬頃 第1次候補者の決定（10人＋2人程度） ・候補者に対して総長候補者資料等の提出依頼 ・候補者の推薦人に対して推薦書の提出依頼 氏名を公表 ②
R8.8頃	8月初旬頃 第1次候補者の面接調査 8月初旬頃 第2次候補者の決定（絞り込み）（3人以上5人以内） 8月初旬頃 第2次候補者の公表等 氏名を公表、総長候補者資料及び東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見を公開 ②
R8.9頃	9月初旬頃 第2次候補者の所信表明（動画） 学内構成員・経営協議会委員へ公開 9月下旬頃 オンライン投票 意向投票 教授、准教授、教授会構成員である講師による意向投票 各回の得票数を公表 ③
R8.9～10初旬	9月下旬頃 総長予定者の決定 総長予定者の略歴等の情報に加え、基準（求められる総長像）、選考結果、選考理由、選考過程を公表 国立大学法人東京大学から総長予定者を文部科学大臣へ申出 ④

・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員８名と教育研究評議会から選出される学内委員８名で構成される。
・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する。
※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

総長選考プロセスにおける主な変更点のポイント

2025（R7).8.27
総長選考・監察会議

① 第1フェーズ（第1次総長候補者決定まで）

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

・組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部の長をR7.4.1から教育研究評議会評議員としたことに伴い追加するもの

・教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの

②第１次候補者の推薦における情報提供

・代議員会からの推薦について、第１次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

・経営協議会からの推薦について、第１次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

③総長選考・監察会議における第１次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

② 第2フェーズ（第2次総長候補者決定まで）

総長選考・監察会議による第１次候補者の面接→ 総長選考・監察会議による第２次候補者の決定

④第１次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第１次候補者について必要な情報の見直し

⑤第１次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で見直し

⑥第２次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの

⑦絞り込み後の第２次候補者の氏名の公表及び候補者資料の学外への公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの

③ 第3フェーズ（意向投票まで）

所信表明（動画提供）→　 意向投票

⑧所信表明（動画）の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第２次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供
第１次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供

⑨部長級、各部局事務組織の長に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの

⑩意向投票の実施方法の変更（仮）

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。
・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、１回とし、第２次候補者が４人以上の場合は、得票多数の者上位３名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について２回目の投票を行う。なお、第２次候補者が４人以上の場合であっても１回目の投票において有効投票の過半数を得た者がいるときは、明らかな意向が把握できたものと考え、２回目の投票は実施しない。

⑪意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、投票の結果（各第２次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。

④ 第4フェーズ（総長予定者の決定まで）

⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、新たに実施することとした所信表明の動画提供を含め、前提となる求められる総長像など総長予定者の決定にあたり考慮する事項を明確化

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施する。
実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日（予定）
実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載
なお、運営方針会議にも別途意見を照会する予定

※この変更点のポイントは、R7.●.●時点のものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直すものである。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料
2025.7

年度	2024年度					2025年度											2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
大学組織における総長の位置づけ	検討終了																
次期総長の任期	検討終了																
求められる総長像		検討				経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			総長選考の公示	
総長選考プロセス					検討			◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆プロセス等の決定	学内諸会議報告				
規則改正（必要に応じて）					検討			◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆規則改正	学内諸会議報告				
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 運営方針会議	7/22 総長選考会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 運営方針会議 9/17 教育研究評議会 総長選考会議 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 経営協議会 1/30 運営方針会議		3/13 総長選考会議		

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

参考資料１－１

令和７年３月１４日

総　　長　殿

総長選考・監察会議議長
板東 久美子

総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成１６年４月１日役員会議決）第９条第２項及び第３項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成２８年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和６（２０２４）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について(令和４年３月２４日総長選考会議)を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、５月３０日迄に提出をお願いいたします。

記

日　時	内　容
令和７年 ３月１４日	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
５月３０日	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出（予定）
７月２２日	監事と総長選考・監察会議の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
８月２７日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
９月１７日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定（予定）
１１月１４日	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知 総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告

令和４年３月２４日
総長選考会議

総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成１６年４月１日役員会議決）第９条第２項及び第３項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成２８年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

記

１　職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

２　職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

（１）職務実績の評価対象期間は、前年度１年間における実績評価とする。

（２）職務実績の評価は、11 月までに行う。

３　職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	（増減率）
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

４　職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

５　職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

６　実施

この決定は、令和４年４月１日から実施する。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料２－４

2025（R7）.8.27
総長選考・監察会議

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
求められる総長像		検討				経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			総長選考の公示
総長選考プロセス	部局長アンケートの検討・実施				検討			◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆プロセス等の決定	学内諸会議報告			
規則改正（必要に応じて）					検討			◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆規則改正	学内諸会議報告			
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 運営方針会議	7/22 総長選考会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 教育研究評議会 運営方針会議 9/17 総長選考会議 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 経営協議会 1/30 運営方針会議		3/13 総長選考会議	

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。